

千葉県国民健康保険団体連合会 一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れる働きやすい雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2 内容

【目標1】

女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の取得率についても100%を目指す。

<対策>

- 制度についての理解を深めるため、職員への周知の徹底。
- 性別を問わず、対象者へ丁寧な説明を行い取得を促す。
- 代替職員の配置等、対象の職員が安心して育児休業を取得できる職場環境の整備に努める。

【目標2】

年次有給休暇の取得日数として一人当たり年間15日以上を目標とし、土日を含めた連続休暇の計画的な取得に向けた取組みを行う。

<対策>

- 日頃から年次有給休暇の計画的かつ積極的な取得を奨励し、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努める。
- 大型連休前後に紐付けて年休を取得するよう周知する。
- 研修や面談等において、メンタルヘルスやパフォーマンス向上の観点から休むことのメリットを定期的に説明し、計画的に休むことの重要性について意識付けを行う。
- 業務効率化の検討。